

議案第141号

関市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

関市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年12月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため、この条例を定めようとする。

関市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の有すべき資格の基準並びに水道技術管理者の有すべき資格の基準について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する水道の布設工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者に監督業務を行わせる水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の有すべき資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第4条に定める資格とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の有すべき資格は、令第6条に定める資格とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。